

消 防 危 第 274 号  
令和 5 年 9 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

**【問合せ先】**

消防庁危険物保安室

担当：合庭、伊藤、嶋田

千葉、北中、瀬濤

TEL : 03-5253-7524

Mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

## 別紙

(屋外タンク貯蔵所関係)

問 バイオマス、廃食油、都市ごみ等を原料とした合成炭化水素を含む燃料(以下「ニート SAF」という。)と石油由来の航空タービン燃料類(Jet A、Jet A-1、及び Conventional Blending Components)とを混合した航空燃料(以下「SAF」という。)については、石油由来の航空タービン燃料と比較して温室効果ガスの排出が削減されることや既存の燃料輸送等に関するインフラが活用可能であることなどの理由から、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの一環として、利用の拡大が求められている。

ニート SAF が ASTM D7566 規格の Annexes に適合するものである場合は、当該ニート SAF と ASTM D7566 規格で混合が認められている石油由来の航空タービン燃料類とを同一の屋外貯蔵タンクに受入れ、当該屋外貯蔵タンクに SAF として貯蔵することとして支障ないか。

答 お見込みのとおり。